

奈良県看護師等修学資金について

1. 修学資金の目的及び対象者

この制度は、奈良県が県内において業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）の充足を図ることを目的としており、奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和 37 年 3 月奈良県条例第 50 号。以下「条例」という。）及び奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和 37 年 7 月奈良県規則第 17 号。以下「規則」という。）に基づいて、民間立の看護師等の学校又は養成所（以下「看護師学校等」という。）に在籍する者で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする者を対象として奈良県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸付けします。

なお、修学資金は一定条件を満たした場合、免除申請を行うことで貸与を受けた修学資金の返還は免除されます。

2. 貸与額(月額)

保健師・助産師・看護師	准看護師
36,000円	21,000円

3. 返還免除の条件

看護師学校等を卒業した日から 1 年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに県内の医療施設等で看護師等の業務に従事したとき、返還免除の申請により、返還債務を免除します。

項目	免除の要件	
	医療施設等	
	特定施設	特定病院
返還免除対象施設	県内の 許可病床数 200 床未満の病院 精神病床数が 80%以上を占める病院 診療所 介護老人保健施設ほか 奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則第 2 条で定めるもの	県内の 許可病床数 200 床以上の病院
返還債務免除に必要な業務従事期間	貸与を受けた期間 + 2 年	特定病院に就業した期間がある場合、貸与を受けた期間 + 4 年

4. 募集方法

平成 30 年度より貸与を希望される方は、下記方法にて貸与希望調査を行います。

- ・県内の看護師学校等に在籍する方は、看護師学校等を通じて貸与希望調査を実施しますので、学校窓口へご連絡ください。
- ・県外の看護師学校等に在籍する方は、平成 30 年 4 月 25 日（水）までに県担当課にご連絡下さい。

5. その他

- ・本事業の実施については、平成30年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により事業内容の変更、もしくは実施しない場合があります。
- ・修学資金は貸与希望調査の上、予算の範囲内で貸与者を決定します。従って、希望者全員に貸与できない場合もありますのでご了承下さい。
- ・現在の条例および規則については、下記リンク先よりご確認ください。なお、規則改正予定のため、改正され次第、更新致します。

○[奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年3月奈良県条例第50号）](#)

○[奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和37年7月奈良県規則第17号）](#)

6. 担当課・お問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30
奈良県医療政策部医師・看護師確保対策室
電話 0742-27-8655